

# 土浦警察署からのお知らせ

□新治都和交番が開設され、真鍋町交番の一部と新治地区の駐在所の管轄区域が統合されます  
 4月に都和公民館敷地内(並木五丁目)に土浦警察署新治都和交番が新設され、複数の警察官が24時間体制で勤務します。  
 新治地区の藤沢・高岡・山ノ荘駐在所は、新治都和交番に統合されます。  
**管轄区域**／栗野町、板谷一～七丁目、今泉、笠師町、



小山崎、都和一～四丁目、中都町一～四丁目、中貫、並木一～五丁目、西並木町、東中貫町、東並木町、紫ヶ丘、大志戸、大畑、小高、小野、上坂田、沢辺、下大島、下坂田、高岡、田土部、田宮、東城寺、永井、常名、藤沢、藤沢新田、本郷  
 □霞ヶ岡駐在所が荒川沖地区交番に統合されます  
 4月1日(木)から霞ヶ岡町の土浦警察署霞ヶ岡駐在所が、夜間・初動警察体制の強化のため、荒川沖地区交番に統合されます。霞ヶ岡駐在所で受け持っていた大岩田、霞ヶ岡町、小岩田、小岩田西一・二丁目、小岩田東一・二丁目、桜ヶ丘町は、荒川沖地区交番の管轄になります。

※統合後も、担当の警察官が各家庭への巡回連絡や相談、意見要望などをお受けします。事件や事故など、緊急を要するときは「110番」にお電話ください。

☎ 土浦警察署(☎821-0110)、新治都和交番(☎831-8350 4月から)、荒川沖地区交番(☎841-0110)

## 自転車交通マナー



### 自転車はルールを守って正しく利用しましょう!

#### 自転車安全利用 5 則

##### ① 自転車は車道が原則、歩道は例外

- 自転車は歩道通行できるのは
- 標識で指定されたとき
- 運転者が13歳未満、70歳以上または体の不自由な方のとき
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ないとき
- 罰 則／3月以下の懲役または5万円以下の罰金

##### ② 車道は左側を通行

- 罰 則／3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



##### ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 歩行者の通行を妨げるようなときは一時停止、または自転車を押して歩きましょう。
- 罰 則／2万円以下の罰金または科料



##### ④ 安全ルールを守る

- 自転車も飲酒運転禁止
- 罰 則／5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒酔い運転のとき)
- 2人乗りは禁止
- 罰 則／2万円以下の罰金または科料(例外は16歳以上の方が6歳未満の方を乗せるときなど)
- 並進禁止
- 罰 則／2万円以下の罰金または科料
- 夜間はライトを点灯
- 罰 則／5万円以下の罰金
- 信号を守る
- 罰 則／3月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 交差点での一時停止と安全確認
- 罰 則／3月以下の懲役または5万円以下の罰金



##### ⑤ 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用

☎ 生活安全課(☎826-1111 内線2298)

